

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	自立支援給付に関する事務(自立支援医療費) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島田市は、特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されないよう、このような事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県島田市長

公表日

令和8年2月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付に関する事務(自立支援医療費)
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・自立支援医療の申請受理 ・自立支援医療の支給認定
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療事務に関する個人情報ファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表117の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島田市役所 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島田市役所 健康福祉部 障害福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月16日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月16日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報の誤りが無いか確認を徹底すること、また特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。加えて、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても保護責任者(所属長)の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報を含む書類の受け渡し ・特定個人情報を含む書類等を保管する際の確認 等	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <div style="text-align: right;"><選択肢></div> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	島田市特定個人情報等取扱規程に基づく点検を事務ごとに実施しているだけでなく、点検結果の確認と安全管理措置の状況確認を実地監査にて行っている。特定個人情報が適正に取り扱われているか内部監査人が確認を行い、必要において指導を通じた改善を促している。また全職員を対象とした個人情報保護(情報セキュリティ含む)研修の開催と個人番号を取り扱う職員を対象とした特定個人情報保護研修を毎年継続的に実施しており、対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 中村 正昭	課長 岡部 隆祥	事後	人事異動に係るもの
平成31年4月1日	I 1③システムの名称	福祉総合システム	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	誤認識による修正
平成31年4月1日	I 2特定個人情報ファイル名	自立支援医療事務に関する個人情報ファイル	自立支援医療事務に関する個人情報ファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	事後	誤認識による修正
平成31年4月1日	I 5②所属長の役職名	課長 岡部 隆祥	課長	事後	様式の改正による
平成31年4月1日	I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部福祉課障害者支援係 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154	島田市役所 健康福祉部 福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154	事後	記載内容の充実
平成31年4月1日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部福祉課障害者支援係 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154	島田市役所 健康福祉部 福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154	事後	記載内容の充実
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	省略	事後	様式の改正による
令和4年6月1日	評価書名	自立支援医療事務に関する事務 基礎項目評価書	自立支援給付に関する事務(自立支援医療費)基礎項目評価書	事後	番号法の別表第一に掲げる事務名に記載方法を統一
令和4年6月1日	I 1①事務の名称	自立支援医療事務に関する事務	自立支援給付に関する事務(自立支援医療費)	事後	番号法の別表第一に掲げる事務名に記載方法を統一
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7項別表第二(以下「別表第二」という。)第108項、第109項、第110項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。)108の項、109の項、110の項	事後	法改正に伴う修正 誤記による修正
令和4年6月1日	II 対象人数	-	令和4年6月1日 時点	事後	時点の追加
令和4年6月1日	II 取扱人数	-	令和4年6月1日 時点	事後	時点の追加
令和4年6月1日	I 3法令上の根拠	①行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第84項	①行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 84の項	事後	誤記による修正
令和4年6月1日	I 4②法令上の根拠	③別表第二 第108項、第109項	③別表第二 108の項、109の項	事後	誤記による修正
令和8年2月16日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		「 島田市は、 」を文頭に追加	事後	見直しに伴う変更
令和8年2月16日	I 1 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①…自立支援医療の申請受理 ②…自立支援医療の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 - 自立支援医療の申請受理 - 自立支援医療の支給認定	事後	見直しに伴う変更
令和8年2月16日	I 3法令上の根拠	①行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 84の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第60条第1号	-番号法第9条第1項 別表117の項 -番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	見直しに伴う変更
令和8年2月16日	I 4②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第二(以下「別表第二」という。)108の項、109の項、110の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第55条 (情報提供の根拠) ③別表第二 108の項、109の項 ④主務省令 第55条	(情報照会の根拠) -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項 (情報提供の根拠) -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161の項	事後	見直しに伴う変更
令和8年2月16日	I 5 ①部署	健康福祉部 福祉課 障害者支援係	健康福祉部 障害 福祉課 障害者支援係	事後	見直しに伴う変更
令和8年2月16日	I 7 請求先	島田市役所 健康福祉部 福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154	島田市役所 健康福祉部 障害 福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154	事後	見直しに伴う変更
令和8年2月16日	I 7 請求先	島田市役所 健康福祉部 福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154	島田市役所 健康福祉部 障害 福祉課 障害者支援係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 (0547)36-7154	事後	見直しに伴う変更
令和8年2月16日	II 1 一つの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和8年2月16日 時点	事後	評価の再実施による
令和8年2月16日	II 2 一つの時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和8年2月16日 時点	事後	評価の再実施による
令和8年2月16日	IV 8 人手を介在させる作業		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加
令和8年2月16日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加